

# 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武藏野市実行委員会会則

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この会則は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武藏野市実行委員会の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 この会は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武藏野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第 3 条 実行委員会の事務所は、武藏野市緑町 2 丁目 2 番 28 号、武藏野市役所内に置く。

(目的)

第 4 条 実行委員会は、令和 3 (2021) 年度に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や、令和元 (2019) 年度に開催されるラグビーワールドカップ 2019 大会等（以下「大会等」という。）の開催に向けた武藏野市の取組みを推進することを目的とする。

(事業)

第 5 条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) ボランティア・市民活動・広報に関すること
- (2) スポーツ・健康に関すること
- (3) 文化・交流に関すること
- (4) 観光・産業・交通（輸送）に関すること
- (5) 聖火リレーに関すること
- (6) その他、前条の目的の推進に向けて市民とともにを行う取組みで、委員長が必要と認める取組みに関すること

## 第 2 章 組織

(組織)

第 6 条 実行委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係機関及び関係団体の代表者又は役職員
- (2) 武藏野市議会議員
- (3) 武藏野市職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役員)

第 7 条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

(3) 監事                   若干名  
(役員の選任)

第8条 委員長は、武藏野市長をもって充てる。

2 副委員長および監事は、総会の同意を得て委員のうちから委員長が委嘱する。  
(役員の職務)

第9条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する副委員長がその職務を代理する。  
3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第10条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。ただし、委員が就任時におけるそれぞれの所属機関、団体等の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めることができる。

2 委員長は、委員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。  
3 委員長は、第1項又は前項の規定により委員の変更があったときは、次の総会において報告しなければならない。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第11条 実行委員会に次の会を置く。

(1) 総会  
(2) 分科会  
(総会)

第12条 総会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて委員長が召集し、議長は委員長又は委員長が指名する副委員長とする。  
3 総会は、次に掲げる事項について審議し決定する。  
(1) 会則の制定及び改廃に関する事項。  
(2) 事業計画及び事業報告に関する事項。  
(3) 予算及び決算に関する事項。  
(4) 分科会への委任に関する事項。  
(5) その他、重要な事項に関する事項。  
4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。  
5 総会の議事は、出席した委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 委員の現在数
- (3) 出席委員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

(分科会)

第13条 分科会は、委員長が選任した分科会委員をもって構成する。

2 分科会は、総会から委任された事項について調査・審議し、決定することができる。

その結果を必要に応じて総会に報告する。

3 分科会委員の任期は第10条の規定を準用する。

4 分科会委員の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 第4章 委員長の専決処分

(委員長の専決処分)

第14条 委員長は、総会を開催するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告しなければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の收支予算については総会の議決により定め、收支決算については監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、令和4年3月31日もしくはその目的が達成されたときに、総会の議決により解散する。

(残余財産の帰属)

第 20 条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、武蔵野市に帰属するものとする。

## 第 8 章 補則

(補則)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

- 1 この会則は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 実行委員会の平成 29 年度における会計年度は、第 18 条の規定にかかわらず、平成 29 年 5 月 26 日に始まり、平成 30 年 3 月 31 日に終わる。
- 3 この会則は、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。
- 4 この会則は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。